

# 青森県公安委員会・青森県警察本部長における情報公開条例審査基準

(平成25年4月25日)

## 目 次

はじめに	1
第1 不開示とする情報の基準	1
1 条例第7条第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準	1
2 条例第7条第2号（不開示指示情報）に基づき不開示とする情報の基準	2
3 条例第7条第3号（個人情報）に基づき不開示とする情報の基準	2
4 条例第7条第4号（法人等情報）に基づき不開示とする情報の基準	7
5 条例第7条第5号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準	9
6 条例第7条第6号（審議、検討等情報）に基づき不開示とする情報の基準	11
7 条例第7条第7号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準	13
8 条例第7条第8号（任意提供情報）に基づき不開示とする情報の基準	17
第2 行政文書の存否に関する情報についての基準	19
1 条例の定め	19
2 規定上の留意点	19
第3 代表的な文書類ごとの基準	20
1 公安委員会会議録	20
2 支出関係文書	21
3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書	22
4 作成又は取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申・通報）	22
5 訴訟に関する書類	23

\*

## はじめに

情報の公開は、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請に応える観点から非常に重要である。加えて、警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が必要である。

本審査基準は、これらの観点から、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）に基づき公安委員会及び警察本部長が行う行政文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき公開条例の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人情報保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

## 第1 不開示とする情報の基準

### 1 条例第7条第1号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

#### (1) 条例の定め

— 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報

#### (2) 規定上の留意点

##### ア 「法令又は他の条例」

法律、政令、内閣府令、省令、国家公安委員会規則その他国の機関が定める命令をいい、通知等は含まれない。

また、「条例」には、規則、規程、通知、通達等が含まれない。

##### イ 「公にすることができない情報」

法令又は他の条例の明文の規定により公にすることができないと定められている情報をいう。

#### (3) 運用の基準・具体例

法令又は他の条例の規定により開示することができないとされている情報の例としては、

- 児童相談所の相談、調査等の記録（児童福祉法第61条）
- 収用委員会の裁決の会議に係る記録（土地収用法第66条）
- 統計調査に係る調査票情報（統計法第40条第1項）

などが挙げられる。

（注） 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）の施行に伴い法の適用を除外する措置がとられた情報のうち、警察において保有する刑事訴訟法（昭和22年法律第131号）第53条の2第1項に規定する書類等（訴訟に関する書類及び押収物）については、条例（第21条第2号）においても適用除外としている。よって、訴訟に関する書類及び押収物については、本条項にいう不開示情報ではなく条例の適用除外として扱うこととなる。

## 2 条例第7条第2号（不開示指示情報）に基づき不開示とする情報の基準

### (1) 条例の定め

二 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公にすることができない情報

### (2) 規定上の留意点

ア 「法律上従う義務を有する国の機関の指示」

国の機関から、法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示をいう。

イ 「国の機関」

内閣府、宮内庁並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる省、委員会及び庁のほか、国会、裁判所なども含まれる。

ウ 「指示」

文書によりなされるもので、公にしてはならない旨が明記されているものをいい、口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば、「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等）は、これに該当しない。

### (3) 運用の基準・具体例

警察において行う事務のうち、現在、法定受託事務とされているものに、いわゆる犯罪被害者等給付金支給法に規定された都道府県公安委員会が行う事務（犯罪被害者等給付金の申請があった際の裁定、仮給付金の支給の決定及び裁定のための調査）がある。このため、犯罪被害者等給付金の支給に係る公安委員会が行う事務について、警察庁の指示により公にすることができない情報がある場合は、当該部分が不開示となる。

## 3 条例第7条第3号（個人情報）に基づき不開示とする情報の基準

### (1) 条例の定め

三 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律

第百三号) 第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号) 第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号) 第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(警察職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号) 第三十四条第一項又は第五十五条第一項に規定する職員をいう。))の氏名を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分

## (2) 規定上の留意点

ア 特定の個人を識別することができる情報(本文)

(ア) 「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)

個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

(イ) 「特定の個人を識別することができるもの」

当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

(ウ) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であ

れば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

(エ) 厳密には、特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

(オ) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当すると考えられる。

イ 「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(ただし書イ)

(ア) 「法令若しくは他の条例の規定により」

「法令若しくは他の条例の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

(イ) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(ウ) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知(周知)の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(エ) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。)の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

ウ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ただし書ロ)

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本

的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないこととの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第9条）により図られる。

エ 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）

(ア) 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」のうち、「国家公務員」及び「地方公務員」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

(イ) 「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

(ウ) 「当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、警察職員の氏名を除き当

該公務員の個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。

(エ) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる警察職員の氏名の取扱い

警察職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員の氏名については、公にした場合、職務遂行上大きな支障が生ずるおそれや警察職員個人又は家族に対する嫌がらせ、報復のおそれがあるため、個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該警察職員の氏名が、法令又は他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のイが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合などには、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

オ 本人からの開示請求

条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハ又は公益上の理由による裁量的開示（条例第9条）に該当しない限り、不開示となる。

(3) 運用の基準・具体例

ア 警察職員の氏名の取扱い

青森県警察（以下「県警察」という。）における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。県警察が保有する行政文書に記載されている警察庁又は他の都道府県警察の職員の氏名については、警察庁又は他の都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第7条第5号に該当する場合は、不開示とする。

イ 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 被疑者(被告人)の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

- 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合
  - 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合
  - 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合
- (イ) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。
- 警察において県民等からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合
  - 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)のただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

#### 4 条例第7条第4号（法人等情報）に基づき不開示とする情報の基準

##### (1) 条例の定め

四 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

##### (2) 規定上の留意点

ア 「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」

株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほ

か、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

イ 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

(ア) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(イ) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ウ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」（ただし書）

本号のただし書は、第3号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

### (3) 運用の基準・具体例

ア 営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は、原則として開示する。

イ 入札に関する文書（添付書類、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、不開示となる場合がある。また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、不開示となる場合がある。

## 5 条例第7条第5号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

### (1) 条例の定め

五 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

### (2) 規定上の留意点

ア 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

(ア) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(イ) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、

公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

- イ 「・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」  
公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であるため、このような規定振りとしているものである。

### (3) 運用の基準・具体例

ア 公安委員会及び警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

- (ア) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報であって、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (イ) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報であって、公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
- (ウ) 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- (エ) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- (オ) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (カ) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする

おそれのあるもの

(キ) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

(ク) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

イ 行政法規違反の捜査等に関するもの

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

ウ 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し不開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

なお、警備実施等に従事する延べ人数等県警察、警察庁又は他の都道府県警察において広報された情報は、開示する。

6 条例第7条第6号（審議、検討等情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

六 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(2) 規定上の留意点

ア 「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関、国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。以下同じ。）、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第5号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

ウ 「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民等の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

エ 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、前記ウと同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨で

ある。

オ 「不当に」

前記イ、ウ及びエのおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

カ 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

7 条例第7条第7号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 条例の定め

七 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害す

るおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## (2) 規定上の留意点

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」として「イ」から「ホ」まで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

ア 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(本文)

(ア) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として「イ」から「ホ」までに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(イ) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(ウ) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠とな

る規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(イ)

(ア) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力、物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは国又は地方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。

(イ) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

前記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、監査等の対象となる者等による法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の監査等の対象となる者等に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

ウ 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(ロ)

(ア) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基

づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

- (イ) 「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

- エ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(ハ)

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまり還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

- オ 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(ニ)

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- カ 「県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(ホ)

県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業等をいう。）、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第4号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は第4号の法人等とでは当然異なり、県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

### (3) 運用の基準・具体例

本号に該当する代表的な情報の例は、前記イからカに記載されいるとおりであるが、公安委員会及び警察において特記すべきものとしては、次のものがある。

#### ア 試験問題

県警察学校における試験問題、県警察における昇任試験問題等については、実施前は不開示とする。実施後も、短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、不開示とする（なお、試験問題の内容によっては、条例第7条第5号（公共安全等情報）に該当する場合もある。）。

#### イ 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し不開示となる。

## 8 条例第7条第8号（任意提供情報）に基づき不開示とする情報の基準

### (1) 条例の定め

八 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

### (2) 規定上の留意点

個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に実施機関に提供した情報についての不開示情報としての要件を定めたものである。

個人及び法人等に関する情報の中には、一般にはまだ知られていない情報、内部

管理情報、特別の情報源から得た情報等、通例、他人に提供されないか、又は公にしないことを前提としなければ他人に提供されないものがある。このような情報が実施機関の要請に応じて任意に提供され、実施機関が保有していることのみを理由として、当然に他人に対しても開示されるとするのは合理的でない。

このため、本号では、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に実施機関に提供した情報であって、公にしないという条件を付することに一定の合理性が認められるものについては、開示しないこととしたものである。よって、任意に提供された情報のすべてが本号に該当するというわけではない。

ア 「個人又は法人等」

「個人」には、事業を営む個人も含まれる。また、「法人等」には、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社は含まれない（県警察、警察庁及び他都道府県警察が含まれないのはもちろんである。）。

イ 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報」

実施機関が、事務又は事業を実施する上で必要であるため、法的権限の行使によらずに、個人又は法人等に情報の提供を要請し、個人又は法人等が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。

つまり、実施機関において、当該情報の提供を求める法的権限を有しており、かつ、権限を行使することにより提供された情報、あるいは、実施機関からの要請がないにもかかわらず、個人又は法人等が自発的に提供した情報については本号が適用されない。ただし、個人又は法人等から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、個人又は法人等から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、条例に基づく開示請求に対して開示しないことのほか、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

ウ 「当該個人又は法人等における通例として」

当該個人又は法人等ではなく、当該個人又は法人等が属する社会、業界、業種の通常の慣行に照らして判断することを意味する。

エ 「当時の状況等に照らして」

公にしないとの条件を付することの合理性の判断は、当該条件が付された時点における諸事情を基本として行うが、場合によっては、その後の事情の変更を勘案して判断する場合もあることを意味している。

オ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」

本号のただし書は、第3号ロ及び第4号ただし書の解釈と同様である。

カ 任意提供情報に対する当該個人又は法人等からの開示請求の取扱い

本条例は、開示請求者がどのような立場にあるかに関係なく同一に適用するものであり、情報を提供した個人又は法人等から、当該個人又は法人等に関する情報が記録された行政文書について開示請求がなされた場合であっても、本号に該当する限り不開示となる。

### (3) 運用の基準

県警察が個人や企業に要請し、公にしないと条件で任意に提供を受けている各種の事犯等に関する情報は、本号に該当し不開示とする（状況によっては、第7条第5号（公共安全等情報）が重疊的に適用される場合もあり得る。）。

## 第2 行政文書の存否に関する情報についての基準

### 1 条例の定め

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

### 2 規定上の留意点

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、行政文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

実施機関は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、行政文書の全部若しくは一部の開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（条例第11条参照）。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

(1) 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第7条各号の不開示情報の類型に応じて、多くのケースが生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- ① 特定の個人の前科、前歴に関する情報（第3号）
  - ② 特定の個人の病歴に関する情報（第3号）
  - ③ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第4号）
  - ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第5号）
  - ⑤ 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第5号）
  - ⑥ 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第6号）
  - ⑦ 特定施設の建設候補地に係る情報（第6号）
  - ⑧ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7号）
- (2) 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、青森県行政手続条例（平成7年7月青森県条例第17号）第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

### 第3 代表的な文書類型ごとの基準

#### 1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第7条各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示となる。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第7条第5号）
- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第7条第5号）
- (3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第7条第6号）

## 2 支出関係文書

### (1) 共通事項

#### ア 警察職員の氏名等の個人情報

支出関係文書における警察職員の氏名等の取扱いは、第1の3（条例第7条第3号関係）によるほか、次による。

(ア) 慣行として公にされる職員の氏名を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について不開示となる。

(イ) 債主コード（支出の相手方たる債主ごとに付されるADAMS（官庁会計事務データ通信システム）上の番号）は、当該公務員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得るものとして不開示となる。

#### イ 警察との取引業者に係る情報

支出関係文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、第1の4（条例第7条第4号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第7条第5号（公共安全等情報）に該当し、不開示となる。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

○ 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの

○ 特殊な装備の納入業者等

### (2) 個別事項

#### ア 旅費

旅費の支出に関する文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第7条第5号）がないと認められるものは、開示する。ただし、条例第7条第3号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、旅費の予算科目及び用務の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

#### イ 捜査費

(ア) 個別の執行に係るもの

捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて不開示（警察職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）となる。

(イ) 捜査費支出額に係るもの

捜査費支出額の総額（月別・年別）については、開示する。

所属別捜査費執行額（年別）については、開示する。

#### ウ 食糧費

- (ア) 食糧費の支出に関する文書については、原則として開示する。
- (イ) (ア)の例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う経費に係る文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分については不開示となる。

不開示となる部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示となる場合がある。

### 3 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

#### (1) 基本的考え方

県警察、警察庁及び他の都道府県警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示となる。

#### (2) 県警察の職員数に関する情報

県警察の階級別定員、部門別配置定員及び所属別の配置定員に係る情報は、開示する。

### 4 作成又は取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申・通報）

#### (1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として不開示となる。

なお、開示請求の態様によっては、行政文書の存否に関する情報（条例第10条）となる。

#### (2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

##### ア 個人情報について

第1の3（条例第7条第3号（個人情報）関係）に従って対応する。

##### イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第7条各号の不開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、条例第7条第5号（公共安全等情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

- ① 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

- ② 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係
- ③ 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの
- ④ 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

## 5 訴訟に関する書類

### (1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類及び押収物にあたる場合、条例第21条の規定により、同条例第2章（行政文書の開示等）の規定の適用を受けないこととされている。

この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

### (2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外であると考えられる。